

旅館業営業許可申請の手続きについて ご案内します。



1 保健所に施設の図面等を持参し、施設基準に合致しているか相談してください。この相談時に、申請に必要な書類や許可までの流れ等についてもご説明します。

2 保健所での相談と並行して、関係機関である栃木県庁又は市役所建築指導課（建築基準法）、消防署（消防法）及び県北環境森林事務所（水質汚濁防止法）にも相談してください。相談窓口は別紙を参考にしてください。

<建築基準法の関係>

当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることが最終的に認められたことを証する書類である検査済証の添付をお願いしております。

なお、既存建築物の用途変更等で新たに検査済証が発行されない場合は御相談ください。

<消防法令関係>

施設設備等が消防法令に適合している旨の書類である消防法令適合通知書の添付をお願いしております。消防署員は日中不在であることが多く、まずは管轄の消防署へ電話でお問合せください。通知書の交付までには現場検査も含めてある程度日数がかかりますので、お早めにご相談ください。

なお、非建築物等、消防法令適合通知書が発行されない場合は御相談ください。

<水質汚濁防止法関係>

旅館業の施設であって厨房、洗濯施設、入浴施設等がある場合は「特定施設」に該当するため、届出が必要になります。

3 水道水以外の水（小規模水道・井戸水・温泉水）を使用する場合には、あらかじめ水質検査をお願いしております。

飲用水としての検査：9項目

①一般細菌、②大腸菌、③塩化物イオン、④有機物（全有機炭素 TOC の量）、⑤pH、⑥味、⑦臭気、⑧色度、⑨濁度

シャワー水、浴槽水としての検査：レジオネラ属菌

※温泉利用施設で井戸水をシャワーや浴槽水への加水等に使用している場合は、温泉水に加えて井戸水のレジオネラ属菌検査も必要です。

旅館営業許可申請に必要な書類について



- (1) 旅館業法第3条に基づく営業許可申請書（手数料22,000円）
※保健所内に証紙売りさばき所がありますので現金でお持ちいただいても大丈夫です。
- (2) 営業施設の構造概要仕様書
- (3) 営業施設付近の地図（施設パンフレット可）
- (4) 営業施設から、半径150m以内の建物を示した地図
※住宅地図上で営業施設を中心に半径150mの円を描いたものを作成してください。150m以内に学校、児童福祉施設、公園、公民館等があると、施設側に営業許可についての意見を照会する手続きが発生するため、許可までに日数がかかる場合があります。
- (5) 営業施設の平面図（詳細なもの）〔複数棟からなる場合は配置図〕
- (6) 共同浴場や大浴場等がある場合には入浴施設の詳細図
※給排水、循環ろ過装置、集毛器、消毒設備、貯湯槽等の詳細が分かる配管系統図
- (7) 建築基準法に基づく検査済証の写し
- (8) 消防法令適合通知書（原本）
- (9) 法人の場合は、①定款又は寄付行為の写し ②登記事項証明書（原本）
※登記事項証明書は、確認後お返しします。
- (10) 飲用に水道水以外を使用する場合は、水質検査成績書の写し
※9項目検査（検査項目は裏面3を参照）
- (11) 浴室で水道水以外を使用する場合は、水質検査成績書の写し
※レジオネラ属菌検査（裏面3を参照）
- (12) 暴力団排除に関する照会同意書

保健所による施設検査を受け、改善指導がなければ9日以内に許可となり、許可指令書が交付されますので保健所に取りに来てください。もしくは送付用のレターパックを用意し、送り先を記載してください。



県北健康福祉センター（県北保健所）
生活衛生課 生活薬事担当
TEL 0287-22-2364
FAX 0287-23-9433
Mail k-seiyaku@pref.tochigi.lg.jp

関係機関の連絡先一覧

＜建築基準法関係＞ 建物の検査済証に関すること

事務所名	担当課	住所	電話番号	管轄市町
栃木県庁	建築指導課 審査指導第一担当	宇都宮市戸祭元町 1-25 栃木県庁北別館 3 階	028-623-2867	那須烏山市 高根沢町 那珂川町 矢板市 さくら市 塩谷町 那須町
大田原市	建築部 建築指導課	大田原市本町 1-4-1 仮設庁舎 B 棟 1 階	0287-23-1178	大田原市
那須塩原市	建築部 建築指導課	那須塩原市共墾社 108-2	0287-62-7174	那須塩原市

＜消防法関係＞ 消防法令適合通知の交付に関すること

事務所名	住所	電話番号	管轄市町
那須地区消防組合那須地区消防本部予防課予防係	大田原市中田原 868-12	0287-28-5103 ↑	大田原市、那須塩原市、那須町
建物の状況によって窓口が異なることがありますので、必ず電話してから相談してください。			
矢板消防署	矢板市富田 94-1	0287-44-2511	矢板市
塩谷消防署	塩谷町道下 1015-1	0287-45-0090	塩谷町
氏家消防署	さくら市櫻野 908	028-682-0119	さくら市（氏家）
喜連川消防署	さくら市喜連川 794-2	028-686-0119	さくら市（喜連川）
高根沢消防署	高根沢町石末 898-3	028-675-1711	高根沢町
南那須地区広域行政事務組合消防本部予防課	那須烏山市神長 880-1	0287-82-2009	那須烏山市 那珂川町

＜水質汚濁防止法関係＞ 施設の排水に関すること

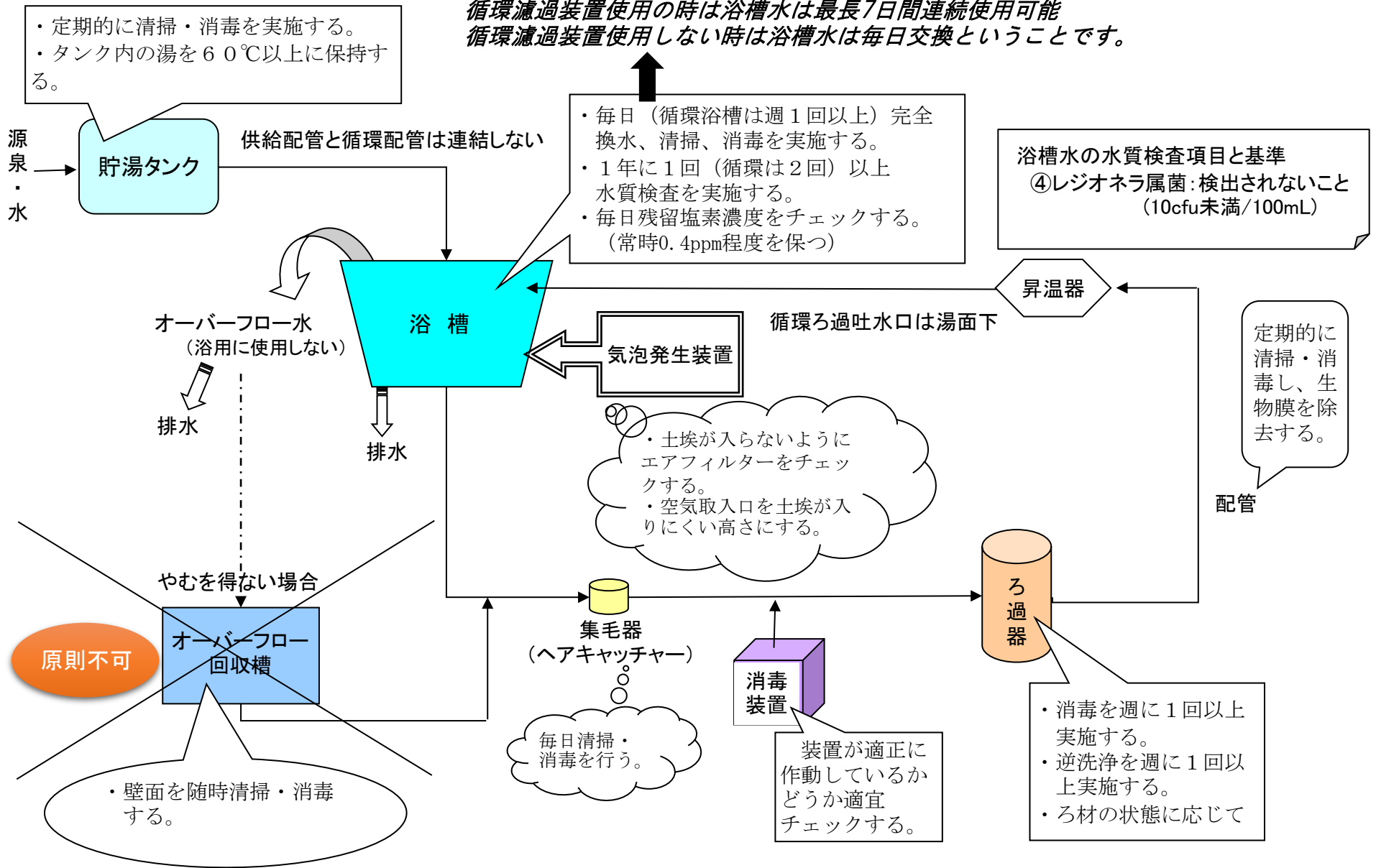
県北環境森林事務所 環境対策課

〒324-0041 大田原市本町 2 丁目 2828-4 那須庁舎 5 階 電話：0287-22-2277



！重要！

循環濾過装置使用の時は浴槽水は最長7日間連続使用可能
循環濾過装置使用しない時は浴槽水は毎日交換ということです。



旅館入浴設備維持管理のポイント

以下の項目を記載した宿泊者名簿を備え、3年間保管してください。



別記様式第6号(第5条関係)

宿 泊 者 名 簿

[illegible]

旅館営業施設の構造基準等について

根拠法令は記載の無いものは条例に基づくもの

区分	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業(農家民泊含む)
1. 構造設備	施設を設け、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業、下宿営業以外のもの	宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を設けて人を宿泊させるもの
2. 客室の基準	基準なし	
総客室数	基準なし	
1客室床面積 客室延べ床面積	1客室床面積 ベッドあり：9㎡以上(令) ベッドなし：7㎡以上(令)	1客室床面積： 5㎡以上（定員が10人未満の場合は3.3㎡以上） 階層式寝台： 上段と下段の間隔は概ね1m以上(令)、大きさは幅0.9m×長さ1.8m以上 客室延べ床面積： 33㎡以上（定員が10人未満の場合は、定員×3.3㎡以上）(令) ※農家民宿は、延べ床面積の基準は適用しない。
1人あたり床面積 (客室収容定員)	ベッドあり：1人4.5㎡以上 ベッドなし：1人3.5㎡以上	1人2㎡以上（定員が10人未満の場合は、1人3.3㎡以上）
3. フロント等 (旅館・ホテル営業にのみ適用)	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの(※)を有すること(令) ※1. 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること 2. 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること	
4. 冷暖房	客室に暖房設備を備える場合は、密閉式の暖房設備等室内の空気を汚染する恐れがないものを備え付け、開放型のものは設置しないことが望ましい（要領）	
5. 給水設備	水道水以外の水を飲用に供する場合、殺菌装置及び浄水装置を備えることが望ましい（要領）	
6. 洗面所	宿泊者の需要を満たす適当な規模の洗面設備を有すること(令) 飲用に適する湯水を十分に補給しなければならない	
7. 便所	適当な数の便所を有すること。（令） 手洗い設備を有すること。 ねずみ・昆虫等の侵入を防止できる設備を有すること。	
8. 食堂	設置する場合には、別途食品衛生法に基づく施設基準に適合し、営業許可を得ること	
9. 換気	換気設備を活用し常に空気を清浄に保持しなければならない	
10. 採光及び照明	適当な採光の設備を有すること（令） 客室には窓を設けできるだけ自然光を充分に取り入れること やむを得ない場合及び夜間における旅館業の施設の照明は施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たさなければならない	
11. 廃棄物処理等	ゴミその他の廃棄物を衛生的に保管し、又は処理する設備を有すること 客室には紙くず入れを備え適時処理しなければならない	
12. 入浴設備	近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること(令)	

13. 脱衣室及び浴室	共同用のものにあつては、貸し切りで使用させるもの及び時間を定めて男女別に使用させる者を除き男子用及び女子用の区分があること
14. 浴室と浴槽水	外部から見通せない構造設備であること 汚水を停滞させること無く排水ができる構造設備を有する 気泡発生装置を設ける場合は空気取り込み口から土埃が流入しない構造であること 給湯・給水栓の湯水については飲用の適否を表示すること 屋外に浴槽を設置する場合は当該浴槽の温湯が屋内の浴槽に流入しない構造であること 浴槽からあふれ出た温湯は浴用に供しないこと 貯湯槽の温湯の温度は60℃以上に保つこと（ただし適宜貯湯槽の温湯の消毒を行う場合は除く）
15. ろ過器を使用して温湯を循環させる場合	ろ過器のろ材は十分な逆洗浄又は交換が行えるものであること ろ過器に集毛器が設けられていること ろ過された温湯が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること 浴槽の温湯を消毒するための塩素系薬剤の注入口を設ける場合には、浴槽の温湯がろ過器に入る直前に設けられていること 浴槽に供給する湯水(ろ過された温湯を除く)を送水するための配管がろ過器と浴槽との間の配管に連結されていないこと ろ過器を使用して循環させた温湯であつて循環した時間が24時間を超えたものは気泡発生装置において使用しないこと ろ過器を使用して循環させた温湯は、打たせ湯・シャワー等湯水をかけ流すことができる設備で使用しないこと
16. その他	細則で定められた記載事項を網羅した宿泊者名簿を備え、記載後は3年間保管すること 入浴設備に関する点検表を作成し活用するとともに日常の衛生管理にかかる責任者を定めること